

沖縄県環境教育等推進行動計画

～環境学習・環境保全活動を推進するために～

【改定計画】



平成 31(2019)年 3 月

沖 縄 県

目次

はじめに

第1章 行動計画の策定にあたって

第1節 行動計画策定の背景

- 1 環境教育等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 環境教育等の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 県の環境教育等の取り組みの経過と国の動き・・・・・・・・ P3

第2節 行動計画の目的等

- 1 行動計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 2 行動計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

第2章 環境教育等の基本的な考え方

第1節 環境教育等における目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

第2節 目標の達成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

第3節 環境教育等と沖縄の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

第4節 環境教育等を行う上で重視すべきこと・・・・・・・・ P9

第5節 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

第3章 環境教育等の現状と課題

第1節 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

第2節 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

第4章 行動計画

第1節 環境教育等の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

第2節 施策

施策展開Ⅰ 情報基盤の充実と連携の強化・・・・・・・・ P22

Ⅱ 人材育成・活用と研修等の充実・・・・・・・・ P23

Ⅲ 場や学習機会の提供・・・・・・・・ P26

Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用・・・・・・・・ P30

Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援・・・・・・・・ P32

Ⅵ 普及啓発・・・・・・・・ P34

第3節 適切な進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ P37

【改定計画】各施策の取組事業及び活動指標一覧・・・・・・・・ P39

資料編

県内の主な環境教育支援等団体連絡先一覧・・・・・・・・ P43

森林公園等リスト・・・・・・・・・・・・・・・・ P45

はじめに

私たちに大きな恵みを与えてくれる豊かな地球環境は、廃棄物問題や地球温暖化等、様々な環境問題によって大きな影響を受けています。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な固有の野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成され、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有しています。

しかし、島しょ県であるため環境容量が小さく、環境負荷の増大に対し脆弱であるという特徴もあわせ持っています。

今日の環境問題を本質的に解決し、持続可能な社会を構築するには、物質的な豊かさ、利便性を優先したライフスタイルを環境に配慮したものへと転換していかなければなりません。

そのため、私たち一人ひとりが、地球環境が人類に与えてくれる大きな恵みを理解し、環境を大切にすることを育むことが大切です。その上に立って、自らのライフスタイルやビジネススタイルを環境に配慮したものへと転換するなど、意識・行動様式の改革が必要であり、さらに、県民、事業者、民間団体、行政等、すべての主体がその役割に応じて、環境に配慮した行動を積極的に取り組むことが求められます。

持続可能な社会の実現に向け、私たちを取り巻く環境や今日の様々な環境問題に関心を持ち、理解を深め、問題解決に向けた行動を起こしていくためには、様々な主体の環境保全活動の協働の取り組みや自ら問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が重要です。

県政運営の基本的な指針である「沖縄 21 世紀ビジョン」に示された目指すべき将来像の一つである『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』の実現に向けて、取り組みの方向性を踏まえた施策を推進していきます。

そして、環境学習による人づくりと主体的・継続的な環境保全活動の実践により、沖縄県が持続可能な社会に近づけるよう、県民、事業者、民間団体、行政等すべての主体とともに環境教育等の推進に積極的に取り組んでいきます。

第1章 行動計画の策定にあたって

第1節 行動計画策定の背景

1 環境教育等とは

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためには、持続可能な社会を構築する上で環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要となります。そのため、本行動計画では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「法」という。)の定義を踏まえ、「環境教育等」を「持続可能な社会を構築するため、自発的に行われる環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進並びに環境、社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育・学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義します。

【持続可能な社会とは】健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

2 環境教育等の必要性

一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、豊かな自然等の価値についての認識を高め、環境を大切にすることをもち、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ること、また、環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを理解することにより、社会構造を環境に配慮した持続可能なものへと変革していくことが求められています。環境教育等はこれら環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育成するために重要なものです。

3 県の環境教育等の取り組みの経過と国の動き

本県では、平成2年度から環境教育の活動拠点となる「沖縄県地域環境センター」を設置し、広く県民等へ環境情報を提供するとともに、自然観察や出前講座等の環境保全活動について取り組み始めました。その後、「環境の保全及び創造に関する教育等の推進」を規定した沖縄県環境基本条例の制定、重点的に取り組む総合施策の一つとして環境教育等の推進を位置づけた沖縄県環境基本計画を制定するとともに、学校における教育を支援するため、小・中・高・特別支援学校教員に対し環境学習指導講座の実施や環境教育推進校の指定等を実施し、環境教育を推進してきました。平成17年度には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「沖縄県環境教育推進方針(平成18～24年度)」を策定し、現在に至るまで環境教育等について総合的・体系的に取り組んできました。また、県政運営の指針となる「沖縄21世紀ビジョン」や「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても豊かな自然環境を次世代に継承するため、環境の保全に対する県民参画と教育の推進について規定されており、環境教育に関する重要性が高まっています。

一方、国においては、環境保全活動や行政・事業者・民間団体等の協働がますます重要になっていることと学校における環境教育の関心の高まりから、平成23年6月に改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「環境教育等促進法」という。)」を公布(完全施行:平成24年10月)しました。平成24年6月には、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりと活用を進めるため、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)」を閣議決定しました。

本県においては、「沖縄県環境教育推進方針」の対象期間が平成 24 年度までとなっていること及び平成 24 年度に国の基本方針が策定されたことや改正環境教育等促進法が施行されたこと等を受け、平成 26 年 6 月に本県の環境教育に関する施策を総合的にまとめた『沖縄県環境教育等推進行動計画』を策定しました。

計画では、第 2 次沖縄県環境基本計画の見直しや本県の環境教育等の状況等の変化を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うことから、平成 31 年 3 月に本計画の改定を行いました。

～県及び国の動き～

平成 12 年度：「沖縄県環境基本条例」を制定

⇒ 「環境の保全及び創造に関する教育等の推進」について規定。

平成 15 年度：「沖縄県環境基本計画」を策定

⇒ 重点的に取り組む総合施策の一つとして、環境教育等の推進を位置づけ。

平成 15 年度：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立。

平成 17 年度：環境教育基本方針に係る検討委員会を設置し、環境教育推進にあたっての課題、基本方向・推進方策等について検討した結果、「沖縄県環境教育等推進方針」を策定 ⇒ 環境教育等を総合的・体系的に推進。

平成 21 年度：「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定

⇒ 2030 年を目途とする目指すべき将来像の一つとして『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』が規定された。

平成 23 年度：改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布。

平成 24 年度：「沖縄県 21 世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県 21 世紀ビジョン実施計画」を策定

⇒ 豊かな自然環境を次世代に継承するため、環境の保全に対する県民参画と教育の推進について規定された。

平成 24 年度：「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定。

平成 24 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画」を策定

⇒ 引き続き重点的に取り組む総合施策の一つとして位置づけられるとともに、県民の環境保全活動への積極的な参加を促す施策として、環境教育・環境学習を推進。

平成 26 年度：「沖縄県環境教育等推進行動計画(平成 26～34 年度)」を策定

⇒ 関係部局及び関係団体との連携のもと、本県の環境教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

平成 30 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」の策定。(平成 30 年 10 月)

「沖縄県環境教育等推進行動計画【改定計画】」の策定。(平成 31 年 3 月)

環境教育等に関する法令

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくために平成 15 年 7 月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正されてできた法律。旧法に比べて学校教育における環境教育の充実が図られたほか、環境行政への民間団体等の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれているなど、大臣が環境教育等支援団体を指定する制度や、自然体験の機会の場を知事が認定する仕組みも創設されました。

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について、基本方針として策定されました。地方公共団体が行動計画を作成する際には、基本方針を勘案することとされています。

また、平成 30 年 6 月に基本方針の変更があり、「体験活動」の意義を捉え直し、地域や民間企業の「体験の機会の場」の積極的な活用を図るといった点が盛り込まれました。

<改正法に新たに規定された制度>

「環境教育等支援団体の指定」

環境保全活動、協働取組等を行う県民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて、主務大臣が指定する制度です。

「体験の機会の場の認定」

民間団体等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場に対し、法の要件に適合している旨を知事が認定する制度です。

※「体験の機会の場」とは、法第 20 条で「自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」とされています。

「政策形成への民意の反映等」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策に対して提案をすることができます。

「環境保全に係る協定の締結等」

適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進し、質の高い効果的な取り組みを実現するため、設けられた制度です。

※「協働取組の申出制度」：法第 21 条の 4 で、「国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。」とされています。

※「協定の届出制度」：法第 21 条の 5 で、「国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、知事に対し、当該協定を届け出ることができる。」とされています。

第2節 行動計画の目的等

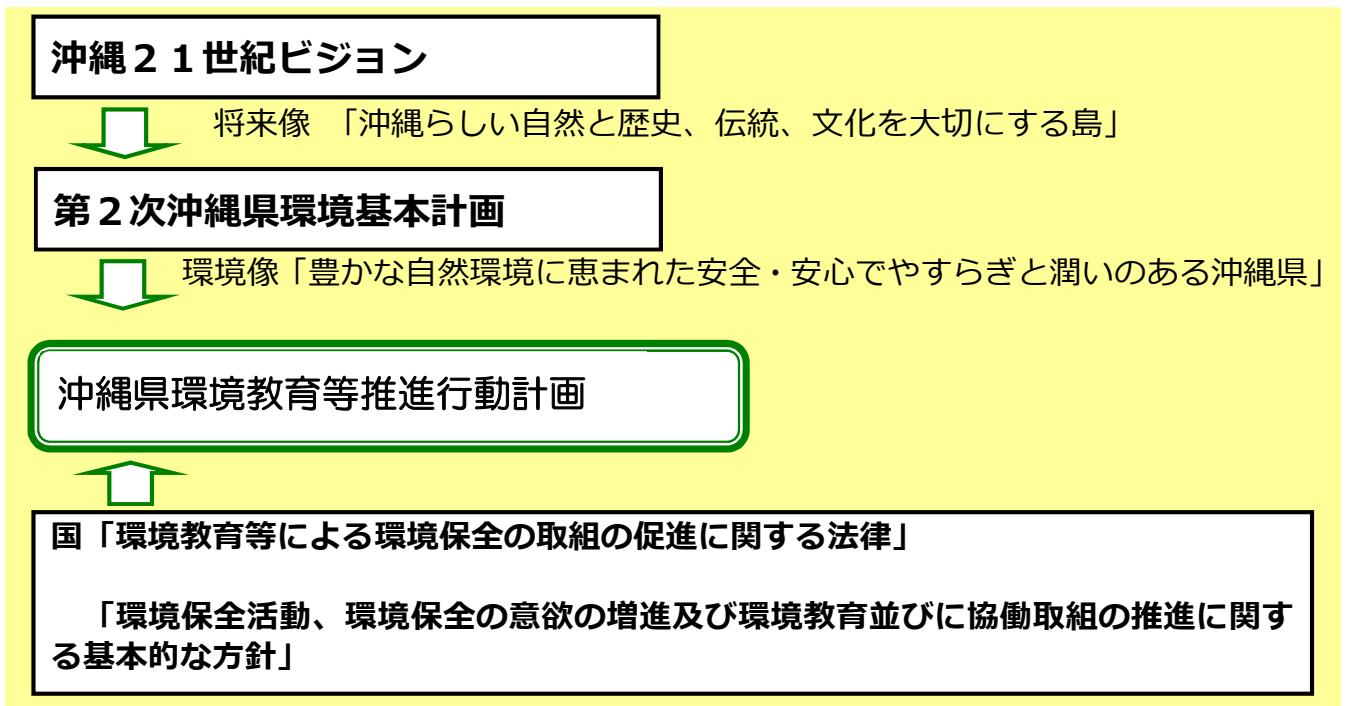
1 行動計画の目的

様々な主体による環境保全活動の取り組みやそれぞれの問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が必要であることから、引き続き環境学習や環境保全活動の推進とともに、各主体と協働しながら持続可能な社会づくりに積極的に取り組むことが重要です。

このため、県の環境教育等の現状の課題や法改正の趣旨を踏まえ、「沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定します。

2 行動計画の位置づけ

この行動計画は、本県が平成21年度に策定した「沖縄21世紀ビジョン」において目指すべき将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を実現するための分野計画であり、また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づき作成する行動計画として、位置づけられるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、第2次沖縄県環境基本計画の期間に連動し、平成34年度までの期間とし、第2次沖縄県環境基本計画の見直しや本県の環境教育等の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

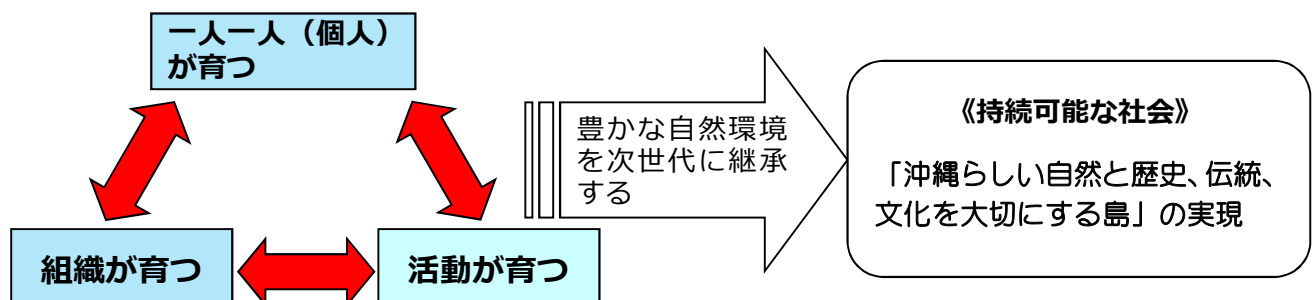
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
第2次 沖縄県環境基本計画										
沖縄県環境教育等 推進行動計画	策定									

第2章 環境教育等の基本的な考え方

第1節 環境教育等における目標

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくるため、次の3つの目標を設定して取り組みます。

- ◆環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ◆環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ◆環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ



第2節 目標の達成に向けて

目標の達成に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間における連携・協働の取組を推進していきます。

第3節 環境教育等と沖縄の将来像

環境教育等で育むべき能力は、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けられます。これらの力を育み、環境を考えて行動することにより『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』の形成を目指します。

【未来を創る力】

- 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- 課題を発見・解決する力
- 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- 情報を活用する力
- 計画を立てる力
- 意思疎通する力
- 他者に共感する力
- 多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- 想像し、推論する力
- 地域を創り、育てる力
- 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- 新しい価値を生み出す力・・・など

【環境保全のための力】

- 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- 環境配慮行動をするための知識や技能
- 環境保全のために行動する力
・・・など



【環境を考えて行動するために求められる人間像】

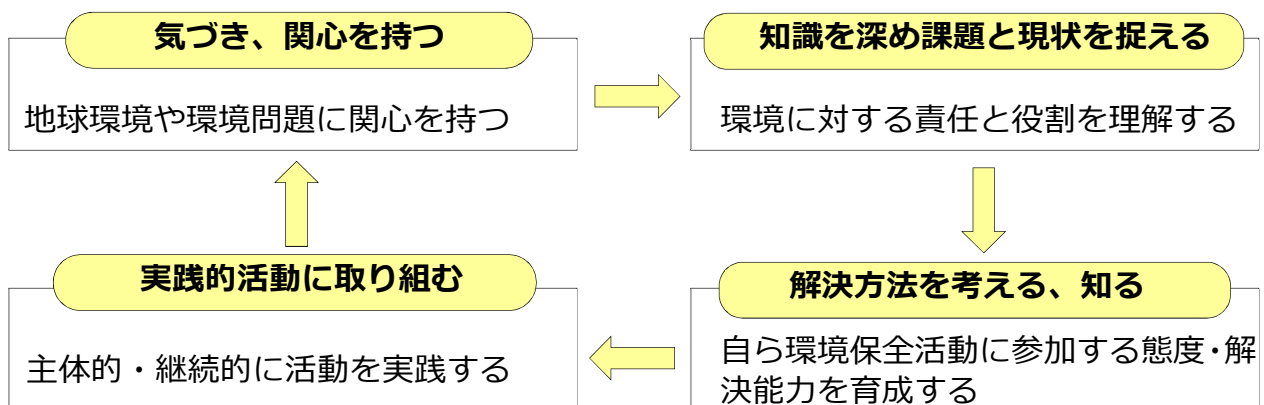
- 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- 他者と議論し、合意形成することのできる人間
- 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間



『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』

第4節 環境教育等を行う上で重視すべきこと

- 環境教育等は、社会生活での様々な課題を認識し、解決するための行動へとつなげる力を学ぶことが重要です。そのため、環境教育での学び、取り組みの中で社会状況や課題を知り、自発的な活動につなげる視点を重視しておくことが必要です。
- あらゆる世代が多種多様な機会・場所で自ら主体的に環境について学習できるようにします。
 - ・ 身近な動植物や貴重な自然環境とのふれあい等の体験により、私たち人間は、環境の中で生き、その恵みで生活していることへの気付きと関心を高めていきます。
 - ・ 環境問題に関係する社会経済の仕組みと生活のあり方を学び、環境と人間とのかかわりについて理解できるようにします。
 - ・ 日常生活や事業活動において人間が環境に与えている影響について共通した認識を持ち、その影響を減らすための姿勢を育成するとともに、自らの行動が未来社会を築くという夢をもって、進んで環境保全活動に取り組み、問題を解決する能力を育成していきます。
- 活動の場、適切な情報等を提供することにより、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境負荷低減に向けて、主体的・継続的な活動が実践され、取り組みが広がるように支援します。
- 多様なテーマにおけるあらゆる事業・活動において、「環境」という要素を意識することで、活動の広がりを図ります。



第5節 各主体の役割

本県の豊かな自然環境の保全・再生・適正利用を図り、持続可能な循環型社会の構築、低炭素島しょ社会を実現するためには、家庭、学校等、事業者、民間団体、行政等の各主体が、環境問題への取り組みを自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をするとともに、様々な主体の支え合いによる協働取組を進めることが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環境教育の場として、大人が、子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えていく役割を担います。

例えば、省エネルギーやごみの減量・分別、グリーン購入など、環境に配慮した日常生活を積極的に実践し、家庭でのコミュニケーションや子どもへのしつけ等を通して、家庭でできる取組・行動を拡大させていくことが求められます。

家庭が果たす役割は大きく、省エネや節電、リサイクルなどに取り組みつつ、日々の暮らしと環

境との関わりについて考えていくことが大切です。また、子どもに自然の中で豊富な体験をさせて自然の恵みやいのちを大切に思う心を育むとともに、家庭でのしつけなどにより、子どもたちにものを大切に作る心や環境に配慮した生活習慣を身に付けさせることが重要です。

(2) 学校等の役割

幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの教育施設や保育所、児童館・児童センターなどの施設は、幼年期から就学年齢期の子どもの環境教育の場として、様々な活動を通じ、児童・生徒が社会の一員として必要な様々な知識とそれを行動に結びつけるためのマナーや道徳心を育む役割を担います。また、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じた環境教育を行うことや児童生徒等が実体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域の自然や文化等を活用した生活体験・自然体験活動・勤労生産体験活動・社会奉仕体験活動等の体験活動について、学校ごとの特色のある取り組みが求められます。大学については、教育とともに、講演会や学習会等を通して地域における環境教育等を実施する役割も担います。

(3) 地域社会の役割

地域社会は、幼年期から老齢期に至るまでの年齢も職業なども異なる様々な人達が、居住する地域の環境保全のための学習会や様々な活動に取り組むことを通じ、環境について学び合う場としての役割を担います。例えば、住民自らが自治会、子供会、老人会などにおける環境保全活動に積極的に参加する機会を作っていくことが求められます。

(4) 事業者の役割

事業所は、主に就労年齢期における環境教育の場として、従業員に対する環境教育と環境に配慮した事業活動を行うとともに、地域社会の一員として環境保全活動を実施する等の役割を担います。例えば、CSR としてエコアクション21 等の環境マネジメントシステムの導入により環境配慮と産業活動の両立に取り組むことが求められます。

また、事業者は公益的な活動の担い手として不可欠な存在となっており、地域の環境課題等の解決に向けて、様々な主体と連携して地域の環境保全活動等に向けた取組を推進することが求められます。例えば、県民が環境の保全・創造のための取組に自主的に参加できる機会や場所を提供したり、県民への情報提供、環境教育等を推進することが求められます。

環境保全活動に取り組むことで、業務プロセス改善によるエネルギー、廃棄物等の経費の削減、地域における企業イメージや信頼度、社内コミュニケーションや従業員の事業活動への意識の向上につながることを期待できます。

《 CSRとは 》

Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略称。

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

《 エコアクション21とは 》

環境省が策定したエコアクション21 ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21 の「認証・登録制度」です。エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としています。

(5) 民間団体の役割

NPO等民間団体は、専門的な知識やノウハウをいかして、リサイクル活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動、緑化活動、環境美化活動など、幅広い活動を行っており、その役割は重要性を増しています。

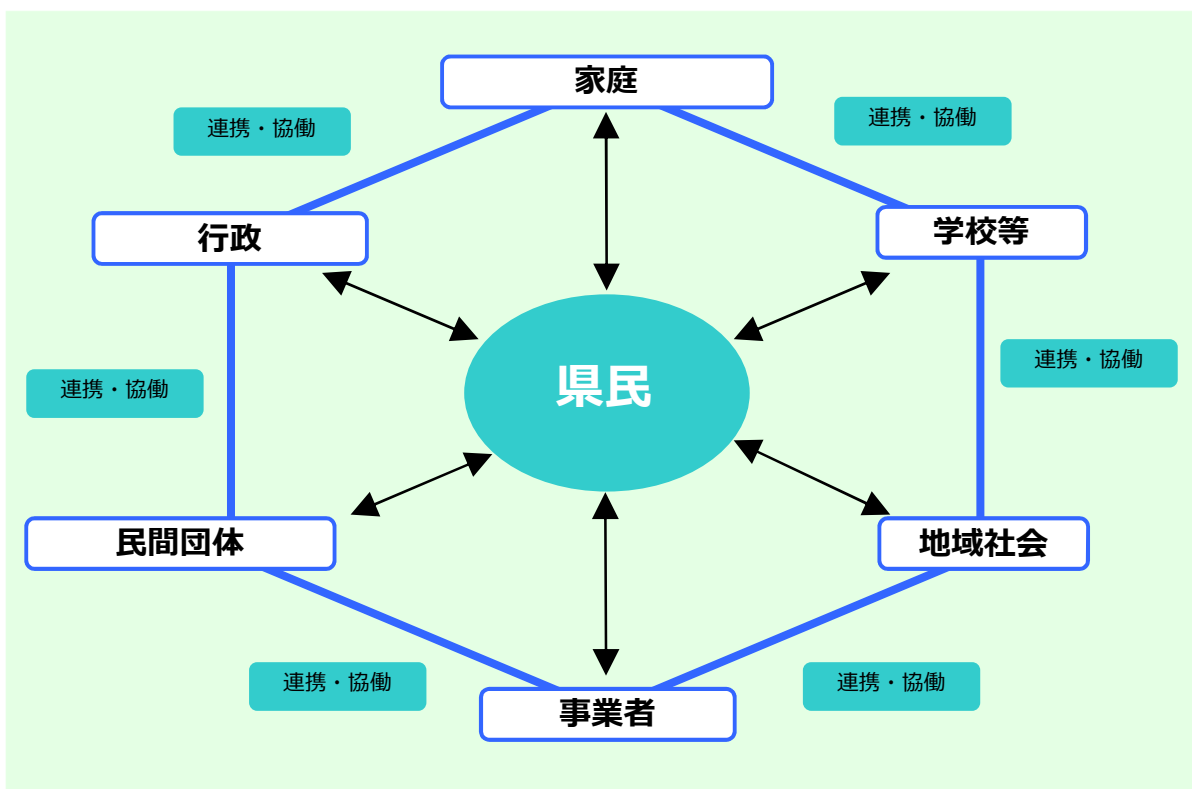
これらの民間団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色をいかした環境教育や環境保全活動を自ら展開していただくだけでなく、人材の提供やネットワークの形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も求められます。

(6) 行政の役割

行政は、環境教育等に関する施策を総合的、計画的に推進する役割を担います。

また、地域の実情に配慮しながら、人材の育成、情報の提供、学習機会の提供等を行い、他の主体の環境教育や環境保全活動の活性化を図ることが求められます。

さらに、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用、庁舎や公共施設での省エネルギーの実践、ごみの減量と分別、クリーンエネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取り組みを進める必要があり、職員に対し環境についての研修などを実施することも求められます。



各主体の連携・協働のイメージ

第3章 環境教育等の現状と課題

第1節 現状

家庭や地域社会における環境教育

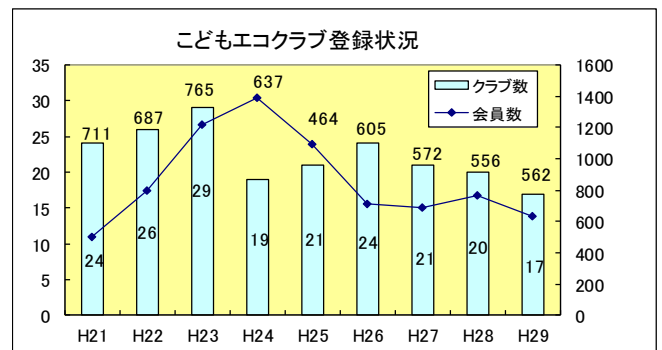
- 日常的な体験や自然との触れ合い活動をとおして、環境にかかる意識の向上を図るため、体験的な環境学習の取組が行われています。
- 県民意識調査では、行政に望む対応について、「環境教育の充実」78.2%、また「学校・地域における環境保全のための活動支援」76.5%、「環境情報の収集・提供システムの整備」69.0%と高い割合となっていることから、地域や学校等の教育機関が一体となった環境教育や体験的な環境学習の場を広げることが求められています。

【具体的な取組】

- ◆ 本県における環境活動の拠点として「沖縄県地域環境センター」を設置し、環境情報の収集・提供、啓発用パンフレットの配布、環境に関する図書の閲覧、環境に関するビデオ・パネルの貸し出し等地域における環境保全活動を支援しています。
- ◆ 行政機関、NPO、子供会、PTA等において、子どもから大人の全世代を対象に豊かな自然環境を有するやんばる地域や西表島などでの自然体験教育や河川・海岸等での野鳥観察会、干潟観察会、清掃活動等を行っており、環境保全意識の普及・啓発が図られています。
- ◆ 県では、環境教育の一環として水生生物による水質調査、星空観察会（スターウォッチング）等を実施しており、環境教育の推進を図っています。
- ◆ 平成30年7月に「第8回沖縄県子ども環境会議（主催：漫湖水鳥・湿地センター）」が漫湖水鳥・湿地センターで開催されました。同会議は県内でラムサール条約に登録されている5湿地（漫湖、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地、名蔵アンパル、与那覇湾）を含む各湿地の連携を図り、そこで活動している子どもたちの交流の場を創出することを目的に平成22年から開催されています。第8回会議では、名蔵小中学校、久米島ホタルレンジャー、大宜味やんばる舎ジュニアクラブ、漫湖水鳥・湿地センター子どもエコクラブの4団体が参加し、各団体の活動紹介や台湾の湿地保全団体との交流、未来の湿地像についてのワークショップ等を行いました。また、会議の最後には、第8回沖縄県子ども環境会議の宣言文を完成させ、全員で読み上げ各湿地での実践を誓いました。
- ◆ 県や一部の市町村では、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである「子どもエコクラブ」の活動を支援しています。平成30年(2018年)3月末現在、17クラブ、会員562名が登録しています。

学校における環境教育

- 県教育委員会では、環境教育について小・中・高・特別支援学校の教師の共通理解を図り、生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体をとおして、実践的な環境教育を推進しており、学校及び関係機関・団体との連携と協力のもと、環境教育に取り組んでいます。
- 大学においては事業主体として自ら環境への取組を行う一方、教育機関として環境教育を実践し、環境意識の高い学生の育成・輩出が求められています。



【具体的な取組】

- ◆ 毎年夏季休業中、県立総合教育センターにて小・中・高・特別支援学校教員40名を対象に環境学習指導講座を実施し、その研修の成果を各学校で生かしています。
- ◆ 環境教育推進校等の担当教員及び本県における環境教育の指導的立場にある指導主事を文部科学省の主催する環境教育指導者研修会に派遣し、そこでの研修内容を学校現場での実践や環境学習指導講座での報告を通じて成果を生かしています。
- ◆ 平成4年度(1992年度)から環境教育研究推進校(県教委指定)として、平成29年度までに20校(小学校3校、中学校4校、高等学校13校)を指定しております。
また、平成2年度(1990年度)から環境教育モデル校(県文化環境部指定)として、平成22年度までに70校(小中学校11校、小学校20校、中学校10校、高等学校19校、特別支援学校10校)を指定しました。(環境教育モデル校指定事業は、平成22年度で終了)
- ◆ 県の指定する平成20年度(2008年度)から平成22年度(2010年度)の環境教育モデル校は、国頭村立奥小学校、宮古島市立伊良部中学校、石垣市立富野小中学校となっており、以下の取組を行いました。

学校名	活動内容
国頭村立奥小学校	水生生物等水質調査に関すること
	《活動報告》ウフギー自然館内の展示スペースを利用し、環境調査と保全活動と題し、奥川を守るため、それぞれのテーマ研究を進めてきた。
宮古島市立伊良部中学校	野生生物の保護・環境保全に関すること
	《活動報告》国際保護鳥であるサシバの保護意識を高め、サシバを広く地域へ発信していくことなどをねらいに取組、保護週間中は生徒たちが胸にグリーンリボンを着用し、自然保護意識を高めた。
石垣市立富野小中学校	サンゴ礁海生生物調査に関すること
	《活動報告》学校近くの海岸でサンゴの健康診断(コーラルウオッチ)や周辺の生き物との関係、赤土やその対策、シュノーケリング観察、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターでの研究、海岸清掃による環境調査など取り組んだ。

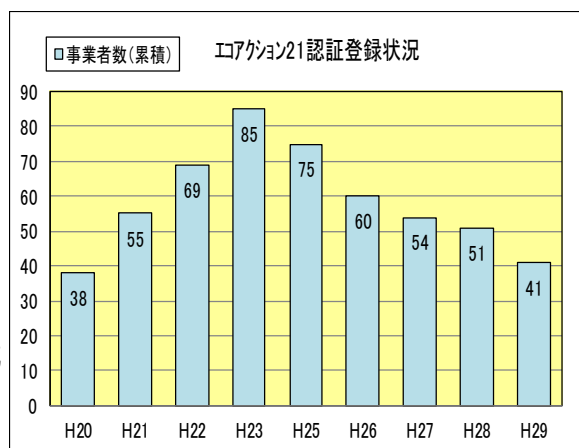
- ◆ 平成11年度(1999年度)から学習指導要領改訂により「総合的な学習の時間」が創設され、平成21年(2009年)の改訂では、総合的な学習の時間における活動が教科等の枠組みを超えた横断的・総合的、探求的な活動であることをより明確にし、育てたい力や学習活動を学校種ごとに例示しています。
- ◆ 各学校では、この改訂の趣旨を十分くみ取り、生徒の実態に即した総合的な学習の時間の目標や内容を検討し、教育課程を編成しています。
- ◆ 幼児から高校生に対する環境保全活動の取組について支援するため、沖縄県地域環境センターでは、要望に応じて、保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブや小・中学校及び高等学校において環境保全に係る出前講座を実施しています。
- ◆ 県内の大学ではエコアクション21や ISO14001の認証を取得して、環境への意識を高めるような教育カリキュラムを継続して実践するなど、環境教育にも力を入れています。

事業者における環境教育

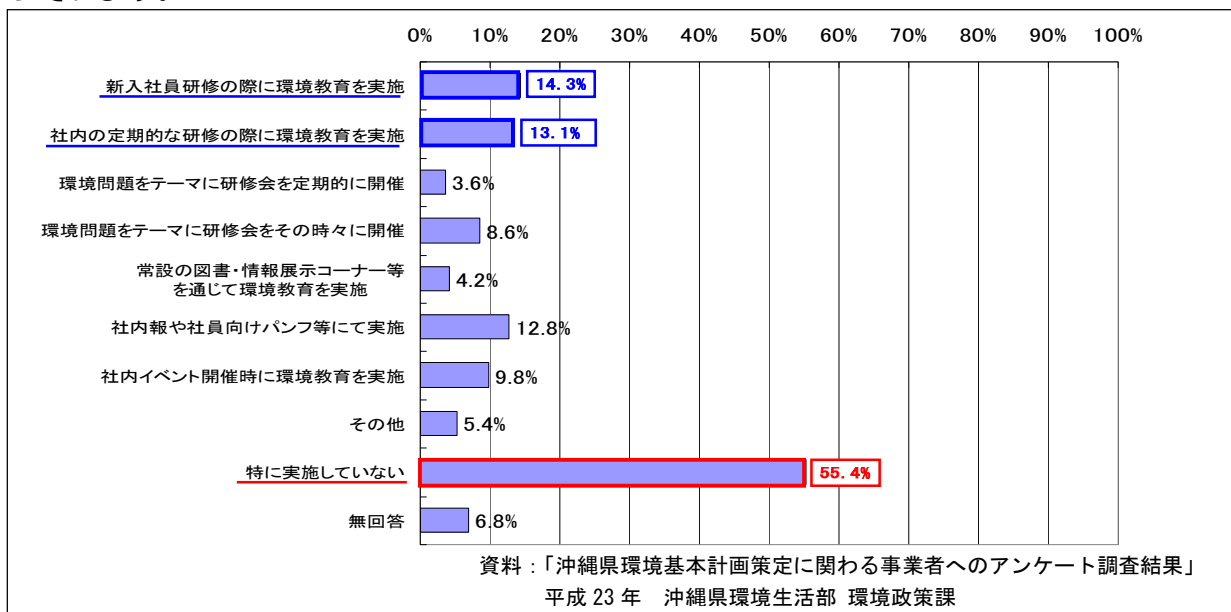
- 経済のグローバル化に伴う事業者の活動規模や領域の拡大により、事業活動が環境に与える負荷も地球規模で拡大していますが、地球全体の環境負荷の許容量には限度があるため、事業活動が環境負荷の増大に繋がらないよう、事業者は環境に配慮した活動に努める必要があります。
- こうした中、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方にに基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが高まりつつあります。

- 組織や事業者が運営や経営を行うにあたり、自主的に環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けた管理を行う手法として、環境マネジメントシステムとしてISOやエコアクション21があげられます。

- 県内におけるISO14001取得状況は、平成30年(2018年)3月末時点で36社※となっています。また、中小企業等でも取組やすいエコアクション21については、本県でも普及しつつありましたが、平成24年3月をピークに高止まり傾向にあり、平成30年(2018年)3月末時点で41件となっています。



- また、環境マネジメントシステム等の事業活動を推進していく上で基礎となるのが従業員への環境教育です。事業活動に伴って使用されるエネルギーや排出される廃棄物と環境との関係や、環境保全に関する企業の方針について理解させるとともに、環境に配慮した技術の開発・研究を進めることが求められています。
- 事業者へのアンケート調査では、環境保全に関する社員教育について、「特に実施していない」の回答が過半数を占めています。取組の方法では、「新入社員研修の際に環境教育を実施」、「社内の定期的な研修に環境教育を実施」などが多く、また、実施している環境教育の内容については、「廃棄物問題、リサイクルの取組等」、「大気汚染、水質汚濁などの環境問題」などの割合が高くなっています。



環境保全に関する社員教育

主な取組実績

- 沖縄県地域環境センターのホームページ等による環境情報の発信
- 環境教育プログラム（小学校編(平成16年3月)、中学校編(平成17年3月)、高校・民間団体編(平成18年3月)）の作成、環境教育プログラムの改訂作業の実施（平成29年度～平成31年度予定）
- サンゴ礁保全のための環境教育・普及啓発プログラム集（平成20年度版）の作成
- サンゴ礁保全のための観光レジャープログラム集（平成20年度版）の作成
- 小学生のためのおきなわ環境読本（平成24年3月）の作成
- 環境月間における環境保全に係る講演会等の普及啓発（昭和62年度～）
- 県民環境フェアの実施（平成14年度～）
- まるごと沖縄クリーンビーチ（県下一斉海岸清掃）（平成14年度～）
- ちゅら島環境美化全県一斉清掃の実施（平成15年度～）
- 地域環境センター等によるこどもエコクラブの活動の発表（平成6年度～）
- 研究指定校の指定(平成14年度(2002年)～平成15年度(2003年)：宮古農林高校、平成16年度(2004年)～平成17年度(2005年)：南部商業高校、平成18年度(2006年)～平成19年度(2007年)：八重山農林高校、平成20年度(2008年)～平成21年度(2009年)：豊見城高校、平成22年度(2010年)～平成23年度(2011年)：具志川商業高校、平成24年度(2012年)～平成25年度(2013年)：久米島高校、平成26年度(2014年)：指定校なし、平成27年度(2015年)～平成28年度(2016年)：辺土名高校、平成29年度(2017年)～平成30年度(2018年)：コザ高校
- 小中高特別支援学校の教諭を対象とした「環境学習指導講座」の実施
- 沖縄県地域環境センターによる小中学校及び高校対象とした出前講座の開催（平成18年度～）
- 環境美化促進モデル地区の指定（平成15年度～平成26年度）
- サンゴ礁保全活動支援助成金（平成23年度～）
- 赤土等流出防止活動支援事業補助金による民間団体等への支援（平成25年度～）
- 沖縄県環境保全率先実行計画の推進（平成11年度～）
- 沖縄県グリーン購入基本方針に基づくグリーン購入の推進（平成14年度～）

第2節 課題

県推進方針の課題の検証

本県では、平成17年度に「沖縄県環境教育推進方針」（以下、「県推進方針」という。）を策定しましたが、県推進方針では、以下の7つの問題点を抽出し、これらを解決するため、「環境に親しむ」、「環境のしくみを学ぶ」、「環境を保全・創造する」という3つの目標を掲げ、環境教育を推進してきました。

①「環境への関心は比較的高いが、行動へのつながりが弱い」

※ 環境保全活動の効果が見えにくいと活動が継続しにくいとため、評価方法や制度・システムの検討整備が必要。

②「就学年齢層の環境教育は進んでいるが、青・壮年、高齢者層での学習が進んでいない」

※ これらの世代が参加できるような環境教育の内容や手法を工夫する必要がある。

③「地球全体の環境に対する関わりへの視点が不足している」

※ 「我らは地球人」としての視点に立ち、地域から地球全体を見すえた学習が必要。

④「環境教育に多面的な視点も必要」

※ 環境問題について多角的な視点から考えられるよう情報の提供・整備が必要。

⑤「社員・職員の環境教育等のボランティア活動への参加理解が不十分である」

※ ISO等認証取得する企業は増加傾向にあるが、社員研修や事業戦略としての環境保全活動をさらに進める必要がある。

⑥「リーダー等への支援策、ネットワークが不十分である。」

※ 民間活動を支援するため、環境保全リーダー等への支援策やそれぞれの団体が有効に活動するためのネットワーク化などを検討する必要がある。

⑦「活動の資金に苦慮している」

※ 全国レベルの助成事業や事業者が実施している基金の活用の紹介や協力等の支援が必要。

これまでに述べた取組の結果、

①「環境への関心は比較的高いが、行動へのつながりが弱い」は、一定の効果が得られた。

理由

就学年齢層や観光産業事業者向けの学習効果を実感できるわかりやすい評価方法等を示した指導者用環境教育プログラムを5種類整備しました。また、各部局において各分野ごとに様々な主体を対象とした環境保全のための普及啓発教材（パンフレットや冊子）の作成をしております。

また、これらは、インターネットによる情報の提供、各種イベントにおいて配布されています。

以上のことから、わかりやすい教材の作成、県民に対し広く周知した結果、環境保全行動へのつながりを高めることができたと考えております。

②「就学年齢層の環境教育は進んでいるが、青・壮年、高齢者層での学習が進んでいない」は、一定の効果が得られた。

理由

県ではすべての県民を対象とした全県一斉清掃、自然体験・出前講座等の環境保全活動を実施しており、主な活動における参加者数は、下記のとおりとなっています。

(人)

主な活動	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
まるごと沖縄クリーンビーチ	7,762	6,932	6,514	10,034	11,606	10,548	11,065
自然体験・出前講座等（地球環境センター）	2,353	1,760	1,080	375	1,523	2,641	2,518

これらの取組や自治会等地域の活動を通して、青・壮年、高齢者層に対する環境教育等が実施され、一定の効果が得られたと考えております。

今後も継続して機会の場を提供するとともに、更なる参加者の増大に取り組む必要があります。

③「地球全体の環境に対する関わりへの視点が不足している」は、一定の効果が得られた。

理由

近年、世界各地において発生している異常気象、汚染物質の国境越え等が問題となっております。

平成 23 年度県民に対して実施したアンケート調査では、地球規模の環境問題のうち、沖縄が抱える環境問題と深い関連があり、優先的に取り組む問題として、地球温暖化や生物多様性の減少、酸性雨等 10 項目中 8 項目が平成 13 年度と比べ数値が上昇しております。（特に地球温暖化は 48.6%→63.4%と大幅増）

また、本県では平成 14 年に「おきなわアジェンダ 21 県民会議」を設立し、地球環境問題に対し取組を推進しているところであり、県民の地球全体の環境に対する関わりへの視点を高めることができたと考えております。

④「環境教育に多面的な視点も必要」は、一定の効果が得られた。

理由

県民が環境問題や環境教育等に多角的な視点を持つためには、様々な環境情報を提供することが必要です。

本県の環境教育の活動拠点である「沖縄県地域環境センター」において、様々な環境情報の提供、教材の貸出等を行っております。

平成 24 年度の同センター利用者数は、4,672 名となっており、平成 18 年度の利用者数 506 名と比べると大幅な増加となっております。

また、各種イベントを通して教材等の配布等を実施しており、県民に対し、広く環境情報を周知することができたと考えております。

⑤「社員・職員の環境教育等のボランティア活動への参加理解が不十分である」は、一定の効果が得られた。

理由

事業所に対して実施したアンケート調査では、事業所における環境保全に関する社員教育の取組状況について、環境教育を「特に実施していない」と回答した企業が平成 23 年度において 55.4%であり、平成 13 年度と変わっておりませんが、そのほかの環境保全活動取組は、平成 13 年度と比べ増加しています。

	H13	H23
「社内研修の際に環境教育を実施」	17.7%	→ 27.4%
「環境問題をテーマに研修会を開催」	7.6%	→ 12.2%
「社内報や社員向けパンフレット等にて実施」	6.9%	→ 12.8%
「社内イベント開催時に環境教育を実施」	5.9%	→ 9.8%
「特に実施していない。」	55.4%	→ 55.4%

また、事業所における周辺の環境を良くするための事業活動について、「地域の環境保全活動に参加している」または「今後参加したい」と回答した事業者が平成 23 年度において 78.3%であり、平成 13 年度と比べ約 13%上昇しています。

	H13	H23
「地域の環境保全活動に参加」		
参加している	34.8%	→ 43.5%
今後参加したい	30.2%	→ 34.8%
計	65.0%	→ 78.3%

以上のことから、環境保全活動に取り組んでいない事業所の割合が過半数という低い結果ではありますが、取り組んだ事業所において、環境保全活動の取組が活発化している一面も見られることから一定の効果が得られたと考えております。

⑥「リーダー等への支援策、ネットワークが不十分である。」は、改善が十分に進んでいない。

理由

県ではNPO等民間団体や環境保全リーダー等の活動を支援するため、「沖縄県地域環境センター」や「生涯学習情報プラザ」において、それらの活動内容等についての情報の発信をしています。

しかしながら、平成 23 年度に積極的に環境保全活動を実施しているNPO等民間団体等に対して実施したヒアリング調査では行政、NPO等民間団体、地域等における連携不足について問題・課題があるとの意見があり、各主体とのネットワークづくりについて改善が十分に進んでいない状況にあります。

⑦「活動の資金に苦慮している」は、改善が十分に進んでいない。

理由

県における NPO 等民間団体に対する環境保全活動補助・助成、また、おきなわアジェンダ 21 県民会議や企業の社会的責任活動（CSR）における支援についても徐々に拡大しています。

しかしながら、平成 23 年度にNPO等民間団体に対して実施した聞き取り調査では、活動資金に苦慮しているとの意見があり、改善が十分に進んでいない状況にあります。

県推進方針の検証結果を踏まえた課題

上記の検証結果を踏まえ、【推進方針の課題と検証結果】、【検証結果を踏まえた課題】について下記のとおり整理します。

【推進方針の課題と検証結果】

①「環境への関心は比較的高いが、行動へのつながりが弱い」**一定の効果有**

※評価方法や制度・システムの検討整備が必要

発展継続



【検証結果を踏まえた課題】

①環境教育は、「気づき、学んだことを実践行動へと結びつけていくこと」が最も重要であり、それを促す環境学習に役立つ教材・プログラムの整備・活用を更に充実させる必要がある。

【推進方針の課題と検証結果】

②「就学年齢層の環境教育は進んでいるが、青・壮年、高齢者層での学習が進んでいない」**一定の効果有**

※これらの世代が参加できるような環境教育の内容や手法を工夫する必要がある

発展継続
→

③「地球全体の環境に対する関わりへの視点が不足している」**一定の効果有**

※「我らは地球人」としての視点に立ち、地域から地球全体を見すえた学習が必要

発展継続
→

④「環境教育に多面的な視点も必要」**一定の効果有**

※環境問題について多角的な視点から考えられるよう情報の提供・整備が必要

発展継続
→

⑤「社員・職員の環境教育等のボランティア活動への参加理解が不十分である」**一定の効果有**

※社員研修や事業戦略としての環境保全活動の促進が必要

発展継続
→

⑦「活動の資金に苦慮している」**改善が十分に進んでいない**

※自治体、事業者が実施している基金の活用の紹介や協力等の支援が必要

取組強化
→

⑥「リーダー等への支援策、ネットワークが不十分である。」**改善が十分に進んでいない**

※環境保全リーダー等への支援策やそれぞれの団体が有効に活動するためのネットワーク化などの検討が必要

取組強化
→

【検証結果を踏まえた課題】

②環境問題に関心を持ち、学習し、自ら課題を解決していく能力を高めるためにあらゆる年齢層、あらゆる主体に対する様々な体験学習の機会・場の提供を更に充実させる必要がある。

③喫緊の課題となっている地球温暖化問題や生物多様性の喪失等の問題について普及啓発を強化し、地球全体の問題としての認識、地球人としての自発的な行動を更に促す必要がある。

④環境保全への関心を高め、多面的な視点から正しい行動へつなげるために客観的で正確な最新の環境に関する情報を提供し、情報を共有することで、各主体と連携を強化していく必要がある。

⑤市民団体等において活動資金の確保に苦慮している現状にあることから、資金面による支援を行うとともに、企業CSRや新しい公共の考え方に基づく様々な主体による支援活動を促進する必要がある。

⑥様々な主体において環境教育や環境保全活動を自発的に行うことができる環境保全リーダー等の人材の養成及びその活用について更に充実させる必要がある。

多様な主体の連携による協働の輪を広げる取組について推進する

⑦多くの人の参加のもと、環境保全活動に取り組みできるように、各主体の適切な役割分担を踏まえた協働の取り組みを推進する必要がある。

新たな課題

新たな課題

経済と社会の持続的発展のため、環境保全活動によって得られる経済効果について普及啓発を推進する。

⑧企業活動や家庭での取組のなかで、環境保全活動は経済的にも有利であることを認識し、行動につながるための普及啓発を更に強化する必要がある。